

**日程第18 議案第1号 令和3年度橋本市  
一般会計補正予算（第4号）に  
ついて**

○議長（小林 弘君）日程第18 議案第1号  
令和3年度橋本市一般会計補正予算（第4号）  
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別  
に行います。

補正予算説明書の令和3年度橋本市一般会  
計補正予算（第4号）の9ページをお開きく  
ださい。

まず総務費、9ページから12ページまで、  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、  
2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、11ページ  
から22ページまで、質疑ありませんか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

16ページのこども食堂等に要する経費の子  
どもの居場所づくりの委託料なんですけれど  
も、説明では紀見小と境原小学校で行うと。  
なぜこの2校だけなのか、また、これから全  
部の小学校に広げていくのかお尋ねします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）こちらの委  
託料につきましては44万円の補正ということ  
で、そのうち4分の3が国のほうからの補助  
が来ています。この委託のまずは目的なん  
ですけれども、子どもの居場所づくりとい  
うことと、それから、その居場所に来てく  
れた子どもたちなどに対して支援が必要な  
子どもを行政につなげるということが大き  
な目的とな

っています。

この国の補助の制度なんですけれども、従  
来から制度はありまして2分の1の補助が  
ついてたんですけれども、今回、コロナの  
やはり状況で、子どもの居場所というの  
が大変重要となってきたということから  
補助の率が大きくなりまして、4分の3  
ということになりました。

この事業につきまして、市内5箇所のこ  
ども食堂のほうにこちらのほうからお  
問合せをさせていただいたところ、一  
つのこども食堂が手を挙げていただき  
まして、そこが紀見東中学校区内の小  
学校に対してこういう支援を行ってい  
きたいということをおっしゃって  
いただきましたので、紀見東中学校  
区内には三つの小学校があるんです  
けれども、一つ城山小学校につきま  
しては同じような支援を既に別団体  
で行われているということでしたの  
で、紀見小学校と境原小学校、今  
回この委託事業によってしていただ  
くことに、補正の予算を可決いただ  
ければしていただくような方向に  
なります。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）答弁もれで。これをも  
っと全部の小学校に広げていくのか  
どうかという点をお願いします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）申し訳あり  
ません。今回この事業につきましては、  
やはり手を挙げていただいて取り組  
んでいただけないところがないとな  
かなか進んでいけない事業でござ  
いますし、一旦、この年度につきま  
してモデル事業的に取り組んでい  
ただいて、今後も、来年度以降も  
継続して取り組んでいただくと  
思うんですけれども、市

内全域にといいるところは、これから各こども食堂であつたりほかの団体であつたりといふところでもたこの制度をご案内させていただいて、やっていたるところがあればどんでん活用させていただきたいと思ひます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）今のところですけど、これ、44万円ですつですけども、一つにしたら22万円ですつですけど、22万円ですつで月だいたい2万円ぐらいいかないと思ひんですが、あまりにも少ない予算ぢやうかなと思ひんですが、もう少し少ないかならないんですか。そんな要求はできないんやな。この数字は少ないと思ひんですが、この数字にした根本の理由を教えてください。一月で2万円といふのは、政務活動費みたいな感じですけども、比べるものが違ひんですが、少ないといふふうには思ひんですが、決めた理由を教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）こちらの44万円といふことで、二つの小学校で取り組んでいただくんですけれども、まずこの内訳につきましては、スタッフが延べ10名おられるんですけれども、ほぼボランティアといふことで取り組んでいただきます。交通費を込みにした謝金は、お渡しはさせていただきます。その謝金分と、それからスタッフの保険料、それから教材、消耗品といふことで、この金額で今年度取り組んでいただくことになりまふ。多いか少ないかといふことには対しましては、今のところこの金額ですつていただけるように予算を組んでおりますので、この状況で取り組んでいただきたいと思ひております。

○議長（小林 弘君）8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）市長、ぜひ来年はもつといっばい取つたつてください。よろしくお

願ひします。

以上です。

市長、言うてください。半年分。もうちよつとようさん、よろしく願ひします。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）杉本議員の質問に重複したらすいません。さつきのお金の根拠が謝金であつたりとかどうのこうのつて。ほんで、教材、消耗品つて言ひましたけど、お金の割り振りを設定しとるのに、その根拠が分からないんですよ、僕。だから、消耗品つて簡単に言ひますが、消耗品つて何で、何ぼ見とるんですか。教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）こちら、まずは小学校の1年生から3年生までの放課後の空き教室での学習支援など、宿題の支援とかをされる取組を提案されておるんですけれども、まずその消耗品につきましては、それらのプリントの用紙であつたりとか筆記用具など、そういう学習に必要な消耗品をそろえるような予算になっていると思ひます。教材につきましてはそのほかに、国語や算数の問題集などを教材の費用として4万円の予算を考へておられます。消耗品は、先ほど申しましたプリントの用紙であつたり筆記用具などにつきましては1万5,000円の予算を計上されておられます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）細かい金額やからまあええわといふわけにはいかんと思ひんで、継続してやつていくであろう大切な子どもの居場所づくりといふことになるんで、あえて金額の大小関係なく、1億の入札であろうが1万円の消耗品であろうがきつちり、時の部長なんで申し訳ない、お伺ひするんですつけど、この消耗品、筆記用具らかつてみんな持つておるんぢやうんかなとか、いろんな専門性の

ある定規であったりとか、そういうものがこの場所に必要やというんやったらそれはそれで構わんですけれど、もうちょっと要望と見積りと行政側の許可するこの線引きのラインが僕は不透明に感じるんです。だから、金額が小さいからまあええやんって、こういうわけでは多分皆さんないと思います。

そこら辺、今回はこれで気持ちよくそれで結構ですけども、答弁を聞いていたら、下から上がってきた書類でこれでええわと。現場のところに足を踏み込んで何が必要か。この中で現場の声を聞いたらまだもうちょっと、杉本議員が言うのはそこやと思うんですけど、予算を増やしたってくれというところにつながると思うんです。あと、これとこれが足らんと。私らはこれが欲しかったんじゃないねんって。これが欲しいんでというのがあるんじゃないんかなということをお願いだけなんです。だから、限られた予算をつけるのであれば、大切な子どもの居場所づくりをつくるのにお金をほっとるとは言いませんけども、プリントらでも別にここで計上せんでもどないかなることもあると思うし、コピー機だけでとんと行けるときもあるかもしれないし、今後の糧にしてください。答弁は結構です。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）今の子どもの居場所づくりの事業のことで、44万円ということで講師も多分何人か、10名スタッフを入れるというふうに聞いているんですけども、教育の現場にいてはる方とか講師とかに声かけを多分実態としたらしてはって、スタッフが集まっていると思うんですけど、先ほど杉本議員がおっしゃったみたいに、ボランティア的な感じで人はなかなか集まってこないような、これから先、私の思うところなんですけども、なので、それこそほんまに人がなかなか集まってこないの、できたら時給じゃないんで

すけども時給的な謝金の値段も、もう少しこれから今後考えていただいて予算をたくさん取っていただけるような形にしたほうが、多分この居場所づくりの事業もどんと進んでいくんじゃないのかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）職員の賃金であったりとか、そういうところもこの補助事業の中には含まれるんですけど、今回はそれは含んでおりません。職員はまずはその団体のほうで取り組んでいただくということで、委託団体1団体当たり上限が125万円というふうな国の設定がございます。先ほど申しましたその125万円の中には、例えばこういう居場所づくりに関係してきた事務職の賃金とかも含まれるんですけども、8割はその委託業務として払っていかないといけないというようにいろいろな制約がございます。事業の内容につきましても、こども食堂やフードパントリー、フードバンクなどの子どもの居場所の提供とか、衣食住などの生活支援を行う事業であったりとか、学習支援の提供であったりとかという、そういうのが国の制度の中で決まっております。

確かに、ボランティアというのはなかなか集めていただくのが難しいところもあると思いますし、そのボランティアの費用というのも高くすればいいのかと思うんですけども、今回初めてこの事業を行う中で、一旦、今提案いただいている内容に沿って取り組ませていただきまして、今後またこの事業を継続していくのであれば増やしていただけるというところで、軌道修正であったり考えをまた深めていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）まだ始まってもない事業なので、今後またその辺も検討も含めて

よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、6款農林水産業費、7款商工費、21ページから24ページまで質疑ありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）22ページの下的林業振興に要する経費です。説明書を見たら内容のほうを書いていたおるんですけども、実際、橋本市の山間部を見ても後継者不足であったり、また完全に放置されているような山等も結構見受けられます。この制度を伺ったら、橋本市だけ実はなかったんやということで、今回積算方法はあるんですけども10%に近い補助ということなんですけれども、実際にこの制度を活用した場合、今橋本市としてどこまでの効果を見込んでいるのか。特に放置した山であったり後継者不足であったりという部分が一点と、もう一点が毎年1,600万円ぐらい譲与税が入ってきていますので、かなりの基金を積まれているかと思います。今回414万円で、補助事業が240と125ということなんですけれども、件数が多かった場合に、さらに追加していけるものなのかどうなのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず今回、この事業を制度化させていただくときに、令和元年度からこの森林環境譲与税を使った調査ということで、関係者に周知してアンケート調査等を行っております。そういった中で様々な、今、議員がおただしのあったような実態というのが見えてきました。今回、関係者、森林組合、それから実際森林の作業をしている関係者等にご意見を頂く中で、こういった制度が本市だけないというようなことも

踏まえて、制度化を行ったということです。その効果なんですけど、まず森林をお持ちの方、それから森林を相続された方等が、まさしく自分の山がどこなのかということすら分からないというような状況、それから、本当は荒れてしまっているものを何とかしたいけどもどうやったらいいか全く分からないという、そんな実態が見えてきています。

今回のこの制度の中には、じゃ、市に委託しましょうとかというようなこともあるんですけど、まずは個々所有されている方が本当に意識を持っていただいて、何とかまず自分でできないか、それと、林の関係者の方に事業としてそういったところの整備をしていただけないかというような意識づけをしっかりとってもらおうということが今回の制度になると思います。

今回、承諾いただきましたら、まずはこういう制度ができたということをしかりと周知を図りたいというふうに思います。

それともう一点。あと予算、これから数が増えてきたらどうかということですが、当然、制度がありますのでついていきたいというふうに考えています。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、6款、7款を終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、23ページから28ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、11款災害復旧費、27ページから32ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）38ページ、39ページの債務負担行為で、妻ポンプ施設撤去設計委託というところで質問いたします。

事前に説明を受けたんですけども、ポンプ施設についてのそもそも記憶がなくて、13年ほど前のことなので記憶があやふやだったので、平成20年9月議会の会議録をまず見直しました。このときに、橋本市企業誘致対策基金と橋本市公共施設等管理基金、この二つを設置しています。JTから寄附を頂いた4億300万円のうち3億8,000万円をこの企業誘致対策基金に、2,300万円を公共施設等管理基金に積み立てる。紀の川の右岸側にポンプ場があり、ポンプ場及びその用地も含めてJTから市のほうに譲渡。ポンプ場の維持管理、周辺の水路、里道等の改修も含めている。2,300万円はJT跡地内にあるポンプ場周辺の安全対策や隣接国道の修繕等の費用相当分というふうに会議録にありました。だけれども、このポンプ場の撤去費用を含むという文言は出てきません。企業誘致対策基金は、企業誘致を円滑に進めるため誘致用地の整備等を図るための基金という説明でした。撤去費用の財源にこの企業誘致対策基金を充当するというのは納得がいかないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）平成20年9月

議会、それから基金の設立、それから特別委員会等でもご説明をさせていただいています。ただ、議員がおただしのその基金が、3億8,000万円というものが妻のポンプ場を撤去する費用というような詳細な説明というのがされていません。これまで一般質問等でこの基金の詳細についての枯渇していくんじゃないか等のご質問を頂いた際にも、そういった説明ができていなかったということになります。本当に説明不足であったということはおわびしたいですし、今後、経済建設委員会等機会があるごとにきっちり説明をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）それと、もう一点納得がいけないのは、その説明がなかったという点と、工事費用も含めた見積りでいえば、4億300万円を使うみたいな形の説明になっていまして、先ほども言いましたように、もらったのを全部それに使うというのは、その当時の説明で言ったら、どちらかという寄附を頂いたという形でそれを全額撤去に使うというような、今も説明不足であったというご説明はあったんですけども、確かにこれから入札とかいろいろしていく中では金額は変わってくるかもしれないけれども、今まで簡単に言えばほっといたことが、結局、費用を多くしてしまったということにもつながっているのではないかなとも思いますし、そもそも撤去費用はいくらぐらいというふうに見積もっていたのか。また、できたらそのときの契約書の公表とかもしていただけたらなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず当時、日本たばこ産業株式会社が撤退していくときに、当時の市長である木下市長が、橋本市はこれ

から企業誘致を進めていく中で、橋本市にある大企業である日本たばこ産業が本市から撤退していくというのは、固定資産税や500人を数えるような規模の従業員の働く場所がなくなるといって非常に市にとって影響が大きいと。そういった中で、今回妻の用地等、それに併せた撤去費というようなことが含まれていました。その中で、じゃ、費用がいくらであるとか、撤去する費用がいくらであるとか、その他詳細については、私たち企業誘致担当の事務的な引継ぎの中でいくらぐらいというのはございます。ただ、詳細な設計がいくらであるとか、そういったことは残っておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。  
14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）取りあえず全般ですの、ちょっと気になるんですけども、各6款、7款、8款、9款もそうですけども、人件費が今回かなり減額補正されています。これはもともと当初予定しとった人件費が今度要らなくなったというか、結局人が来てくれなかったという解釈なんか、その辺りの今回の減額に至った理由を教えてください。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今回の人件費全般の補正でございますけれども、基本的にこの年度当初の人事異動による職員配置が変わったことによって増減額が生じておるといことなんですけども、人件費総額としましては、トータルでおおよそ370万円の増額ということになっております。それはお手元の資料の33ページがあるんですけども、ここに人件費の総額というのが載ってまして、この33ページの一番上なんですけども、この総括というところの右のほうに目をやっただきますと合計というところがございまして、補

正前が45億5,279万8,000円で、補正後が45億5,653万6,000円ということで、比較しますと373万8,000円というようなことで、トータル的には若干の増額ということになっております。

○議長（小林 弘君）14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）そこら辺りよく分かりました。人事異動でいろいろ変わってくる。それだけヒアリングの中で適正した配置とか、職員の異動もあると思うんですけども、その辺りをやっぱり適正にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号 令和3年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第2号 令和3年度橋本市  
国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)について

○議長(小林 弘君) 日程第19 議案第2号  
令和3年度橋本市国民健康保険特別会計補正  
予算(第1号)について を議題といたしま  
す。

これより質疑を行います。  
全般について行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお  
ります議案第2号については、委員会の付託  
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの  
で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより、議案第2号 令和3年度橋本市  
国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に  
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの  
で、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第3号 令和3年度橋本市  
介護保険特別会計補正予算(第

1号)について

○議長(小林 弘君) 日程第20 議案第3号  
令和3年度橋本市介護保険特別会計補正予算  
(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお  
ります議案第3号については、委員会の付託  
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの  
で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより、議案第3号 令和3年度橋本市  
介護保険特別会計補正予算(第1号)につい  
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの  
で、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第4号 令和3年度橋本市  
後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第1号)について

○議長(小林 弘君) 日程第21 議案第4号  
令和3年度橋本市後期高齢者医療特別会計補  
正予算(第1号)について を議題といたし

ます。

これより質疑を行います。  
全般について行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつてお  
ります議案第4号については、委員会の付託  
を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの  
で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより、議案第4号 令和3年度橋本市  
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの  
で、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第5号 令和3年度橋本市  
工業団地造成事業特別会計補正  
予算(第1号)について

○議長(小林 弘君)日程第22 議案第5号  
令和3年度橋本市工業団地造成事業特別会計  
補正予算(第1号)について を議題といた  
します。

これより質疑を行います。  
全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつてお  
ります議案第5号については、委員会の付託  
を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの  
で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより、議案第5号 令和3年度橋本市  
工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)  
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの  
で、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第6号 令和3年度橋本市  
水道事業会計補正予算(第1号)  
について

○議長(小林 弘君)日程第23 議案第6号  
令和3年度橋本市水道事業会計補正予算(第  
1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。  
全般について行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。



お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 令和3年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第7号 令和3年度橋本市 下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小林 弘君）日程第24 議案第7号 令和3年度橋本市下水道事業会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号 令和3年度橋本市下水道事業会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第8号 令和3年度橋本市 病院事業会計補正予算（第3号） について

○議長（小林 弘君）日程第25 議案第8号 令和3年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

10番 高本君。

○10番（高本勝次君）お聞きします。この病院会計のことなんですけども、給与費って書いてるんですけど、744万4,000円ということであって、今からお聞きすることは違っているのかも分かりませんが、お聞きしたいんですけど、補正予算を組んでおられるので、コロナ対策の関係で病院のいろいろ医療従事者というんですか、かなり苦勞されて大変かとはすぐ思います。そこで、時間外勤務がこの中に含まれている、用

意をされてるのか、時間外勤務がこの中に入っておられる予算だったら、どんな時間外勤務になっているか。それぞれの医療従事者について状況が分かるようやったら知っておきたいので、コロナの関係で皆苦勞されているので私らも知っておきたいと思って、そういう意味でこれが含まれているんかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしの件でございますが、給与費のところ744万4,000円ということで上げさせていただいてある分につきましては、内訳といたしまして456万4,000円、これが防疫手当に要する経費ということでございます。あと残りの部分につきましては、清掃に係る人件費ということで今回上げさせていただいてございます。それと、時間外の部分についてはこちらのほうに特別に上げている予算はございませんでして、通常の給与費の中での予算の中で回していつている状況となっております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 令和3年度橋本市病院事業会計補正予算(第3号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

---